

## 窓口電子申告端末 Q&A

(問1) 窓口電子申告端末を利用することでどのようなことができるのですか。

(答)

税関官署の窓口を設置されている窓口電子申告端末（以下「端末」といいます。）を利用することで、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）による以下の電子手続を行うことができます。

- ① 輸入（納税）申告に係る手続（輸入許可前引取りの承認申請含む）（注1）
- ② 修正申告に係る手続（輸入許可後に、納税額に不足があることが判明した場合に、当初申告を修正する手続）（注2）
- ③ 輸出申告及び積戻申告に係る手続
- ④ 貨物情報の登録（海上貨物について、申告貨物の搬入先がNACCS不参加保税蔵置場の場合など、利用者が必要に応じて貨物情報の登録を行う際に利用）
- ⑤ 申告添付登録に係る業務（輸出入申告関係書類、修正申告に係る添付書類（注3）をPDF等の電磁的記録により提出する場合に利用）（注4）

（注1） 輸入（納税）申告に係る予備申告を行うことはできません。

（注2） 更正の請求（輸入許可後に、当該申告に係る税額の計算が関税に関する法律の規定に従っていなかった又は当該計算に誤りがあったことにより、納税額が過大であることが判明したため、更正を請求する手続）は、端末を利用して行うことができませんので、書面により手続を行ってください。

（注3） 輸入申告関係書類：仕入書、船荷証券（B/L）、航空貨物運送状（AWB）、包装明細書、保険料明細書、運賃明細書及び他法令の許可・承認証など。

輸出申告関係書類：仕入書、包装明細書、他法令の許可・承認証など。

修正申告添付書類：修正する輸入申告書に添付した書類及び修正すべき事由が記載された関係書類など。

（注4） PDF等の電子的記録により輸出入申告関係書類の提出を希望する方は、予めUSBメモリー等の記録媒体に輸出入申告関係書類等を保存し来庁していただく必要があります。後記（問14）も併せてご参照ください。

(問2) 窓口電子申告を行うメリットは何ですか。

(答)

窓口電子申告を行うメリットは、例えば次のとおりです。

- ① 品目コード、取引価格等の必要事項を入力することにより、課税価格（輸出申告においては申告価格）の算出、税額計算が自動で行われます。
- ② 関税等の納付に際し、口座振替方式（注1）の他、ペイジー対応のATMやモバイルバンキング、インターネットバンキングを利用することができます。

- ③ 手書きで作成していた納税のための納付書についても自動的に作成され  
ます。
- ④ 輸出入申告に係る入力項目の一部が、登録されている貨物情報から引用され  
ますので、入力に係る負担が軽減されます。
- ⑤ 輸出入申告関係書類、修正申告に係る添付書類（注2）について、PDF等の  
電磁的記録により提出することができます（注3）。

（注1）口座振替方式を利用するためには、NACCSセンター（輸出入・港湾関連情報処理セン  
ター株式会社）と金融機関等との口座利用のための3者間契約を締結しておく必要がありま  
す。また、法人番号を有しない法人についてはJASTPROコード、個人（個人事業者を含  
む。）については税関発給コード又はJASTPROコードを事前に取得する必要があります  
（法人番号を有する法人については、法人番号にて登録可能です。）。なお、取得には時間を  
要しますので、事前に税関の輸出入者コード発給担当窓口、又はJASTPROの輸出入者コ  
ード発給担当窓口にご相談ください。

※ JASTPRO（一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会）が発給する日本輸出入  
者標準コード。

（注2）輸入申告関係書類：仕入書、船荷証券（B/L）、航空貨物運送状（AWB）、包装明細書、  
保険料明細書、運賃明細書及び他法令の許可・承認証など。

輸出申告関係書類：仕入書、包装明細書、他法令の許可・承認証など。

修正申告添付書類：修正する輸入申告書に添付した書類及び修正すべき事由が記載さ  
れた関係書類など。

（注3）PDF等の電磁的記録により輸出入申告関係書類の提出を希望する方は、予めUSB  
メモリ等の記録媒体に輸出入申告関係書類を保存し来庁していただく必要があります。  
後記（問14）も併せてご参照ください。

（問3）窓口電子申告を行うためにはどのような手続が必要でしょうか。

（答）

端末を利用して窓口電子申告を行うためには「窓口電子申告端末利用規約」の内  
容に同意していただく必要があります。利用規約に同意していただいた方は、端末  
設置官署の窓口にて用意された「窓口電子申告端末利用申込書」に必要事項を記入  
し、窓口の職員に提出してください。

なお、利用申込書の提出時に、身分証明書等（個人の場合は運転免許証、パスポ  
ートや個人番号カード等、法人の場合は登記事項証明書、社員証や法人番号指定通  
知書等）を提示していただく必要がありますので、予め身分証明書等をご用意くだ  
さい。

※ 個人番号カードを提示する場合は、裏面の個人番号が見えないようご注意ください。

（問4）端末は誰でも利用することができるのでしょうか。

（答）

税関の窓口において自ら書面による輸出入申告等を行おうとする方であれば、原  
則として、どなたでも利用することができます。

ただし、端末を利用された方に窓口電子申告の利便性をご理解いただき、将来的にはNACCSを導入していただくことを目的の1つとしていることから、他人の依頼に基づき、業として輸出入申告等を行っている通関業者の方又は既にNACCSを導入している方につきましては、ご利用をご遠慮いただいております。

また、恒常的に端末を利用される方につきましては、NACCS（netNACCS等）の導入をご検討ください。

（問5）窓口電子申告に際して、法人については法人番号の利用は必要でしょうか。

（答）

平成29年10月8日から、法人については、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄に、「法人番号」を入力していただくこととなります。

現在、JASTPROコード（法人）又は税関発給コード（法人）を取得している方は、「法人番号」への切替処理を行うことにより、法人番号に代えて、JASTPROコード（法人）又は税関発給コード（法人）を入力することもできます。また、切替処理を行ったものに関してはNACCSの各種サービス機能（法人名、住所等の英文自動補完、オンライン口座引落等）が引続き利用できます。

（注）JASTPROコード（法人）をお持ちの方は、既存コードと法人番号の関連付け作業が必要になりますので、作業が終わっていない方は、JASTPROにお問い合わせください。

なお、税関発給コード（法人）をお持ちの方は特段必要な手続きはありません。

ただし、税関発給コード（法人）をお持ちの方で、名称又は住所等の変更があった場合、税関発給コード登録内容の変更は行いませんので、法人名、住所等の英文自動補完機能を利用したい方は、新たにJASTPROコードを取得してください。

（問6）端末を利用するためにはどのような準備が必要でしょうか。

（答）

端末を利用して輸出入申告を行う際には、船荷証券（B/L）番号、搬入確認番号、航空貨物運送状（AWB）番号、国際スピード郵便物（EMS）番号又は航空郵便物番号などの貨物を特定することができる情報が必要です。

窓口電子申告ではNACCSに登録されている貨物情報を利用して輸出入申告を行うことから、輸入の場合であれば船会社又は航空会社から送付された「貨物到着通知書（Arrival Notice）」に記載されている貨物保管場所へ、輸出の場合であれば貨物の引き渡しを依頼した倉庫等へ予め連絡のうえ、NACCSへの貨物情報の登録の有無を確認してください。海上貨物でNACCSに貨物情報が無い場合は、輸出入申告を行う前に端末から貨物情報の登録をお願いします。なお、国際郵便物については貨物情報の登録に代えて、輸出入申告の画面で郵便物番号を入力することとなります。

また、端末により修正申告を行う際には、修正申告に必要な書類を準備いただき、当初申告の輸入申告番号等を入力する必要があります。

なお、繰り返し輸出入申告を予定されている方は、輸出入申告の際に登録した内容をUSBメモリー等の記録媒体に保存することにより、次回の申告時に登録した内容を利用することができます。

(問7) 窓口電子申告した場合の輸出入申告手続の流れは、どのようになるのでしょうか。

(答)

端末を利用して輸出入申告を行った方は、申告後、税関へ仕入書などの輸出入申告関係書類(注1)を書面又はPDF等の電磁的記録により提出することとなります(注2)。税関の審査に基づき、「検査指定票」(検査を実施する場合)、納税のための「納付書」(納付すべき税額がある場合)等をお渡しします。検査、納税が終了しましたら、「輸出入許可通知書」をお渡しすることとなります。

なお、輸入許可後の保税地域からの引き取り、輸出許可後の船社等への貨物の引き渡しに係る手続は書面による申告の場合と同様です。詳しくは貨物の引き取り又は引き渡しを依頼する倉庫等にお問い合わせください。

(注1) 輸入申告関係書類：仕入書、船荷証券(B/L)、航空貨物運送状(AWB)、包装明細書、保険料明細書、運賃明細書及び他法令の許可・承認証など。

輸出申告関係書類：仕入書、包装明細書、他法令の許可・承認証など。

(注2) 輸出入申告関係書類をPDF等の電磁的記録で提出する場合であっても、別途原本(書面)による提出が必要となる書類(他法令確認書類等)があります。詳しくは窓口担当職員にお問い合わせください。

(問8) どのような貨物について窓口電子申告を行うことができるのでしょうか。

(答)

窓口電子申告を行うことができる貨物は、端末設置官署の管轄内に所在する貨物であって、NACCSに貨物情報が登録されている貨物(注)です(利用者が端末を利用して貨物情報を登録した場合を含みます。)

(注) 国際郵便物については、貨物情報の登録に代えて、輸出入申告の画面で郵便物番号を入力してください。

(問9) 端末から他法令関係手続(関税関係法令以外の法令の規定に基づく申請等の手続)を行うことはできますか。

(答)

この端末は、輸出入申告手続及び修正申告手続を行うためのものであり他法令関係手続を行うことはできませんので、各法令の所管官庁に対して手続を行ってください。

(問 9-2) 窓口電子申告をする場合、他の省庁（財務省・税関以外の省庁）が電子発行した証明書や許可書等を利用することはできますか。

(答)

窓口電子申告をする場合、他の省庁が電子発行した証明書や許可書等は利用できません。他の省庁が電子発行した証明書等を用いて輸出入申告手続を行う場合は、NACCSを利用してください。

(問 10) 窓口電子申告をする場合、電子原産地証明書（e-CO）を利用することはできますか。

(答)

窓口電子申告をする場合、電子原産地証明書（e-CO）は利用できません。従来どおり、紙媒体での原産地証明書をご準備ください。

なお、日インドネシア経済連携協定に係る電子原産地証明書については、インドネシアの発給機関が紙媒体での原産地証明書の発給を取りやめている実態を踏まえ、一部例外を除き、インドネシアの発給機関が電子原産地証明書の発給を申請した輸出者に対して発行する当該証明書の控えを提出することで、原産地証明書の提出に代えることが可能となっています。

(問 11) 端末を利用した場合の修正申告手続の流れは、どのようになるのでしょうか。

(答)

端末を利用して修正申告内容の登録を行っていただいた後（注1）、添付書類を書面又は電磁的記録により税関へ提出し、その登録の内容について税関の確認を受けてください。税関による確認が完了した後（注2）、端末を利用して修正申告を行っていただきましたら、「修正申告控」及び納付方法に応じた「納付書」等の関係書類（口座振替方式の場合は不要）をお渡しすることとなりますので、納税の手続を行ってください。

(注1) 修正申告内容の登録を行っていただいた際に払い出された修正申告番号は、修正申告を行う際に必要となりますので必ずメモなどにより番号を控えてください。

(注2) 税関から訂正を指示された場合は、端末を利用して修正申告登録内容の訂正を行い、再度、税関の確認を受けてください。

(問 1 2) 窓口電子申告はいつでも利用できるのでしょうか。

(答)

端末を利用して輸出入申告を行うことができる時間は、端末設置官署の開庁時間となっています。端末設置官署の開庁時間については、税関の窓口にお問い合わせください(注)。

なお、端末設置官署に対して、官署の開庁時間内に予め書面により「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」(税関様式 C-8000)を提出した場合は、開庁時間外の時間であっても申告することができます。

端末を利用して修正申告を行う場合は、いずれの官署であっても行政機関の休日を除く 8:30~17:00 のみ利用が可能です。

(注) 詳細は、税関HP『[通関等窓口の開庁時間及び時間外事務の取扱いについて](#)』をご参照ください。

(問 1 3) 輸出入申告の際に登録した内容を保存し、次回の申告時に利用することはできますか。

(答)

輸出入申告の登録内容をUSBメモリー等の記録媒体へ保存し、次回の申告時に保存したデータを輸出入申告の登録画面へ展開することができます(注)。なお、データを保存する際に使用するUSBメモリー等の記録媒体は各自でご用意ください。

なお、セキュリティ対策等の観点から、端末で作成された輸出入申告情報を端末本体に保存することはできません。

(注) システム更改により入力項目が変更された都合上、令和 7 年 10 月 11 日までに保存した登録内容については、同年 10 月 12 日以降利用することができませんのでご注意ください。

(問 1 4) USBメモリー等の記録媒体は誰でも利用することができるのでしょうか。またUSBメモリー等の記録媒体を利用する際に注意することはありますか。

(答)

以前に登録した輸出入申告内容を利用して輸出入申告する方や、輸出入申告関係書類及び修正申告に係る添付書類(注1)をPDF等の電磁的記録で提出しようとする方であれば、誰でも利用することができます。

なお、USBメモリー等の記録媒体を利用する際には、予めウイルス対策ソフトによるウイルスチェックを行い、ウイルスの存在しないことを確認してください(注2)。

また、USBメモリー以外の記録媒体を利用する方は、記録媒体のカードリーダー

一等をご用意ください。

(注1) 輸入申告関係書類：仕入書、船荷証券 (B/L)、航空貨物運送状 (AWB)、包装明細書、保険料明細書、運賃明細書及び他法令の許可・承認証など。

輸出申告関係書類：仕入書、包装明細書、他法令の許可・承認証など。

修正申告添付書類：修正する輸入申告書に添付した書類及び修正すべき事由が記載された関係書類など。

(注2) ウイルスの感染により損害を与えた場合は、端末利用者に賠償を請求することがあります。

(問15) 窓口電子申告を行う際に利用料金がかかるのですか。

(答)

輸出入申告の電子化を推進することを目的の1つとしており、利用料金はいただかないこととしております。

(問16) 端末が設置されている税関官署はどこですか。

(答)

端末が設置されている税関官署は現在全国63官署です。詳細は以下からご確認ください。

・ [端末設置官署一覧 \(問合せ先電話番号\)](#)

(問17) 課税価格の計算において、包括保険、包括評価を自動的に算入することはできますか。

(答)

輸入(納税)申告を行う前に、包括保険扱い申請書(包括評価申告書)を税関に提出していただき、税関によるNACCSへの情報登録が完了した後であれば、端末を利用して輸入申告を行う際に包括保険登録番号(包括評価申告受理番号)を入力することにより、課税価格へ自動的に算入されます(申請の内容によってはNACCSに情報登録できない場合があります。)

(注) 包括保険の情報をNACCSに登録するためには、法人番号を有しない法人についてはJASTPROコード、個人(個人事業者を含む。)については税関発給コード又はJASTPROコードを事前に取得する必要があります(法人番号を有する法人については、法人番号にて登録可能です。)

(問18) インターネットバンキングを利用して関税等を納付したいのですが、端末からインターネットに接続して納付することはできますか。

(答)

セキュリティ対策等の観点から、端末からのインターネットバンキングへの接続はご遠慮いただいております。インターネットバンキングへの接続による納税は、ご自身のパソコン等から行っていただくようお願いいたします。

(問 19) 納期限延長は利用可能ですか。

(答)

個々の輸入（納税）申告に係る納期限が個別に延長される「個別納期限延長」と同一納税義務者に係る月ごとの輸入（納税）申告等に係る税額の納期限がまとめて延長される「包括納期限延長」の両方について、端末を利用して輸入申告を行う際に利用することができます。

納期限延長の利用にあたっては、予め担保提供手続等が必要となりますので、税関の窓口にご相談ください。

また、据置担保を提供するためには、法人番号を有しているか、又は事前に税関発給コード若しくは J A S T P R O コードを取得しておく必要があります。なお、税関発給コード及び J A S T P R O コードについては取得に時間を要しますので、事前に税関の輸出入者コード発給担当窓口、又は J A S T P R O の輸出入者コード発給担当窓口にご相談ください。